

—平成24年度 春期—

「体育・スポーツ・健康に関する教育研究会議」プログラム

「新しい大学体育を求めて — これからの大学体育のあり方を探る —」

第1日目 平成25年3月20日（水）

10：00～12：00 理事会

12：00～12：50 受付

12：50～13：20 開会式・挨拶

13：30～16：40 一般研究発表

セクション1

(13：30～14：00) 「長崎活水女学校における教養体育の始まり」 柿山 哲治（中京大学）

(14：00～14：30) 「健康・スポーツ科学理論の授業における『心の健康教育』について」
— 物語の読み聞かせを活用した授業展開 — 石黒之武久（崇城大学）

(14：30～15：00) 「体育授業における新しいスポーツ種目の導入が学生にもたらす効果検証」
山本 浩二（津山工業高専）

セクション2

(15：10～15：40) 「始業時間の違いが体育学部生の睡眠習慣及び眠気に与える影響」
井手 一斗（中京大学大学院）

(15：40～16：10) 「一般体育を実習の場とした学内教育実習の現状と評価法についての検討」
永山 寛（福岡大学）

(16：10～16：40) 「教育実習での経験が教員としての資質能力に及ぼす影響について」
— 教職事前実習受講者と非受講者の比較 — 瀬尾賢一郎（福岡大学）

17：00～20：00 情報交換会

第2日目 平成25年3月21日（木）

9：00～11：00 シンポジウム「“選択”の時代を迎える大学体育について考える」
コーディネーター 根上 優（宮崎大学）

「“選択”の時代と大学体育」 根上 優（宮崎大学）

「『選ぶ力』を育成する大学体育」 飯干 明（鹿児島大学）

「健康づくりから大学生活の活性化へ — 後押し授業から、自ら動くことを学ぶ授業へ」
斎藤 篤司（九州大学）

11：05～12：35 特別講義 「現代社会における健康幻想」 講師 柄本三代子（東京国際大学）

12：40～13：10 総会

13：10～13：15 閉会式・挨拶

現代社会における健康幻想

講師 柄本 三代子

(東京国際大学人間社会学部准教授)

<要約>

かつて労働や教育のための手段であり「国民の権利」であった健康は、「国民の責務」としてそれ自体を目指すものと規定され、目的化し自明視されてきている。決して手の届かない幻想として社会的に機能している状況もあり、このような健康観は、当然のことながら私たちの身体観にも影響を与えています。健康をめぐる情報やモノは氾濫し、国民および消費者に対する「健康をめぐるリテラシー」の要請が高まりつつある一方で、個人の責任が重視されてもきています。この講演では、リスク社会論とも関連させつつ、健康をめぐる現代的状況について身近な具体的事例を用いて説明します。

アメリカの社会学者グールドナーは『社会学の再生を求めて』（新曜社、1974）という本の中で、「インフォメーション」(information) と「アウェアネス」(awareness) という社会学が問題とする2つの知識について語っています。前者が「科学」すなわち「情報としての知識」だとするならば、後者は「反省的知識」すなわち「私はなぜそう行動するのか、あの人たちは何者なのか、私たちはなぜそのように考えるのか」を問題にする知識であり、社会学の最も得意とするところ。別の言い方をすれば、インフォメーションが「役に立つ知識」だとすれば、アウェアネスは「役に立たない知識」——「そのようなことをやって何になるのだ」——ということになるでしょう。一社会学者として私は、これまで「アウェアネス」に学問的な解放感を感じ、「身体社会学」、とりわけ「食べることの社会学」や「身体メディア」に関心を寄せ、メディアの中で身体や健康、リスクがどのように報じられているのか、を研究対象としてきました。

2002年6月に『健康の語られ方』（青弓社）という本を出版しましたが、当時、「思いつきテレビ」という人気番組では、毎回、ビール特集やキムチ特集、生姜特集があり、ありふれた食材が「こんなにも健康にいいのか」と紹介されていました。放送が終了する

のは午後2時頃ですが、夕方にはすでに、番組で紹介された食材がスーパーで売り切れてしまうという、まさに大きなブームとなった番組でした。「そこでは一体何が起きているのか」を分析し、その研究成果の一部を掲載したのが『健康の語られ方』です。たとえば、「思いつきテレビ」では、ビールに動脈硬化、肥満予防、毛細血管強化、整腸作用、自律神経安定、便秘予防などの作用があると紹介されていました。番組は、みのもんたの司会で、ひとりの「医学博士」が出てきて、その効能を語るお決まりのパターンで進みますが、そこでの医学博士の語りスーパーでのチラシやポスターになっていたわけです。他にも「発掘あるある大事典」など、似たような番組はたくさんありますが、当時、私はそのようなテレビ番組の分析を通して調査研究を行っていました。

現在、立教大学で「生命・身体社会学」というテーマの講義を行っています。第1回目の授業では、あなたはどのような身体を「理想の身体」と考えますか、という漠然とした問いを学生に投げかけ、小さなコメントペーパーに書かせることによって「自分の身体への意味づけ」を自覚させています。すると大体2つのパターンに分かれます。二重瞼になりたいとか、もっと痩せたいとか、可愛くなりたいとか、足を細くしたいとか、とにかく美容に関わるコメントが必ず出てきます。男子学生の場合には、もっと筋肉をつけたい、という回答も見られます。一方で健康に関わるコメントも必ず出てきます。たとえば、自分の生活習慣は良くないので「野菜を沢山食べなければならない」「運動もしなければならない」など、質問していないことまで書いてきます。単に理想の身体ってなんだと思う？ と聞いただけなのに、現在の自分の生活は「こんなこんなで、こんな風にしなきゃいけないと思います」と自動的に書いて、「もっと健康に気をつけようと思います」となるわけです。「反省しなさいとは言っていないのに、なぜ反省するの？」と問うことから授業を始め、「この話の流れをいかにして解体するか」が、講義の目標となります。

ちなみに、「環境社会学」という科目も担当していますが、環境問題に関しても同じパターンが顕われます。「環境問題って何だと思う」と質問すると、必ず地球温暖化やオゾン層破壊が出てきます。「公害」という言葉が出てくることはありません。また「私たち人類は地球にやさしくしなければならない」「エコは大事だ」「緑を大切に」「一人ひとりがもっと地球にやさしい生活を送らなければならない」「買い物にはレジ袋を持っていきます」という答えが続きます。環境リスクも健康リスクと同じく、「正しい生活習慣」も「正しい答え」もありません。したがって、そのような定型的なパターンを崩すのが講義の目的となります。その一方で、まったく無知あるいは無関心のままの健康問題や環境問題の存在も浮き彫りにします。

このようなパターン化した考え方は、文科省の「子どもの体力向上に関する調査研究報告書」（2006）にも見られます。「朝は7時までには起きよう」「朝食をしっかり食べよう」「歩いて学校に行こう」「毎日お風呂に入ろう」「暗くなってからの外出は控えよう」「夜は10時半までに寝よう」等々、それはまさに「掟」のようなものとして出てきます。このような「正しい生活習慣」に関する〈知〉は、いろいろな意味において「社会」から切り離され、個人の生活習慣の問題へと、そしてまた母親の責任へと集約されていきます。

さて、憲法第25条に「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。これは「労働する、あるいは教育を受けるためには、ある一定の健康が保証される必要がある」という意味で「手段としての健康」と捉えておきます。一方で、2002年の健康増進法の中では、健康は「国民の責務」として規定されています。「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に務めなければならない」のであり、健康は「死ぬまで健康について考える」という意味で「目的」となっています。これは「目的としての健康」として捉えることができます。「健康」の概念を「手段としての健康」と「目的としての健康」に分類できるかどうか、に関しては、もちろん議論の余地があることを含んで話を先に進めたいと思います。

1996年12月、公衆衛生審議会で「生活習慣病」というスローガンが登場しました。これは「生活習慣を改善することにより疾病の発症や進行が予防できる」という新たな疾病と健康の捉え方を示したものです。社会学では、これを「言説」(discourse)として概念化

し、「生活習慣病という言葉がなぜ誕生したのか」を分析する「言説分析」へと展開していきます。これ以降、生活習慣病をテーマにした新聞記事や学術論文が数多く出てきますが、中でも2006年10月21日の朝日新聞の「メタボリックシンドローム」(内臓脂肪症候群)を扱った特集記事は、この年にメタボリックシンドロームが「国民病」として広く知られるようになったという意味では、社会的にも注目されるべきものでした。この記事では「資格、就職、熱視線」という見出しで、人気のない運動指導の資格を復活させたい国、就職支援に繋げたい大学、そして健康関連業界が予備軍を含む「2千万人」とも言われる大市場に熱い視線を送っていることが取り上げられました。ここで特に紹介したいのは「健康運動指導士」という資格です。

2006年6月、健康体力づくり事業財団は「健康づくりのための運動指導者普及定着方策検討委員会報告書」の中で、これから本格的に展開される生活習慣病対策のために、一次予防のみならず二次予防も含めた健康づくりのための運動指導の専門家の養成と、そうした人材の活動の場の拡大に向けて健康運動指導士制度の在り方の大幅な見直しを提言しました。こうした提案は、「報告書」が出される1年前の2005年9月に、厚生労働省の厚生科学審議会地域保健促進営業部会の「中間取りまとめ」の中ですでに、フィットネス業界など産業界を巻き込んだ国民運動の戦略的な展開が必要である旨として報告されていました。この報告書から読み取ることができるのは、「健康運動指導士によってもたらされる健康とは、健康を目指す余力がある人たちのものであるのではないか」ということです。「健康を目指す余力」とは「身体的な余力」や「経済的な余力」、さらには「時間的な余力」に他なりません。「フィットネス業界を巻き込む」ということはまさに、そのような意味を含んでいたわけです。

さて、ここで健康運動指導士の問題との関連で、「トクホ」について話したいと思います。去年、キリンから「トクホのコーラ」(Mets)という商品が出ました。「食事の際に脂肪吸収を抑えるコーラ」ということで、この商品は「食後の中性脂肪が気になる方」が販売のターゲットになっています。これが企業の想像していたより以上の売れ行きで、私のゼミに所属する学生の中にも毎回、このコーラを持ってゼミに参加する学生がいました。そこで「どうして君はいつもそれを飲んでいるの?」とたずねたら、「まあ、ちょっとやせようと思って」と答えたので、続けて「それを飲めばや

せるの？」と尋ねたら、彼は「たぶん痩せますよ」と答えました。

ちなみに、特定保健用食品、通称「トクホ」は「食品と薬の中間に位置づけられる」という微妙なところがポイントになります。2012年12月の段階で1030品目に表示許可が出ていますが、食品メーカーにとってのメリットは、消費者庁の許可（特定保健食品）として健康強調表示を設けることができるということ、すなわち体脂肪や血圧、コレステロールなどの文言をパッケージに添付して販売できることです。保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）に関する情報の収集と調査研究、適切な知識の普及・啓発を目的に挙げている団体である日本健康・栄養食品協会のホームページでは、トクホの説明を詳しく行っておりますが、そこでもやはり生活習慣病の改善が重要なポイントとなっております。この食品表示の説明画像を詳しく見ると、「健康が気になる人」を挟んで、両側に「病人」と「健康人」が設定されています。とすれば、真ん中の「健康が気になる人」とは「半健康人」ということになりましょうか。とにかく特定栄養機能食品とは、このような人たちをターゲットにしたものであることは間違いありません。「体脂肪が気になる方へ」とか「血糖値が気になる方へ」とか表示され、これが薬局ではなく普通にスーパーで売っていることがポイントです。とにかく「体脂肪が気になる方へ」とうたっていますが、体脂肪が気になる方だけではなく、私のゼミの学生のように「なぜ痩せるかも分からないのに痩せると思っているような人たち」をターゲットにしているわけです。先の日本健康・栄養食品協会の説明にある「半健康人」だけでなく、皆に売られている、皆に買われている、皆に飲まれている。その意味では、その製品の発するメッセージは「万人に開かれている」わけです。

一方でまた、特定の世代に向けたトクホの飲料も出ています。俳優の織田裕二が出演しているサントリーの「ペプシスペシャル」(Pepsi SPECIAL)のCMがまさにそれで、あきらかにバブル世代を狙った商品です。バブル世代にとって「東京ラブストーリー」は絶対に忘れられないドラマの一つですが、ペプシのCMで使われている音楽やシチュエーションはまさに、東京ラブストーリーそっくりの構成になっています。織田はそのドラマでも主人公でしたが、あきらかにバブル世代を狙っていることが分かるCMです。

この商品も非常に売れているようですが、食品メーカーとしてはもっと「ヘルスクレーム」(健康強調表

示)をつけ易くして欲しいようで、2003年から2004年にかけて、健康食品の制度のあり方に関わる検討会が開催されました。そこには各企業の思惑があり、「条件付き特定保健用食品というのはどうでしょうか」という意味の提言がなされました。これが「どのような表示許可になっているのか」といえば、それは「〇〇を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適している可能性のある食品です」となっています。「根拠が確立されていないけれども、そこから先は自分で考えてね」というメッセージです。その意味では、このメッセージも万人に開かれていますが、条件付きなのか否かも含め、メッセージが判らない食品の流通はまさに、錯綜状態にあります。

このように多種多様な保健機能食品が流通する中、2002年には「アドバイザースタッフ」という専門家を求める声が出てきました。その背景には、消費者が自分の健康の維持増進を目的に合致した食品や、食生活状況と健康状態に応じた食品を安全かつ適切に選択し摂取することが可能となるには、「自分たちで考えてね」と、消費者に「適切な選択」を求めているような状況が存在しました。そこに、一般の消費者は不適切な食品の摂取をしているから、食品の成分の機能とその活用方法について正しく情報を提供できる助言者としてアドバイザースタッフが適宜置かれていることが重要であるという根拠が出てきたわけです。これはすでに制度化されており、「自分たちで考えてね」というメッセージは、実はトクホよりも先行していて、「ヘルスクレーム未満ヘルスクレーム以上」と言った食品は私たちの周りに氾濫しています。

ここで紹介するのは、2003年2月からCM放映が開始されたサントリーの「燃焼系アミノ式」の歌です。この中では、ひたすら「燃焼！ 燃焼！ 燃焼！」と歌われています。何が燃えるのかは一切言っていません。これはシークレットです。学生に「何が燃えると思いますか」と聞くと、「あれでしょ」とすぐ答えます。しかし、その「あれ」であることは、どこにも書いてありません。もしパッケージに載せたならば、それは「ヘルスクレーム」ということで、一般の食品には掲載できないことになっているからです。けれども、燃えるよ！ 燃えるよ！ 燃えるよ！ と歌っているので、皆「あれが燃えるでしょうね」と思い込んでいるわけです。

このような事例は他にもたくさんあります。たとえば、「動いて、燃やそう」と書かれてある「アクティブダイエット」(active diet)がそれで、「イノシトー

ルやカルニチンが含まれているアルギニンが入っている」というテレビの15秒シーンがあります。15秒の中で、イノシトールとカルニチンのビタミン様物質に関する説明はなく、いきなり「イノシトール、カルニチン、アルギニン」という栄養成分の名前が出てくるだけです。このCMを見ると、「なんだか分からないけど、なんとなかというものがテレビのCMに出ている」という「科学」言説が大事であることが窺えます。でも、何のことは全然分かりません。このスライドを授業で使っていますが、私ももちろん何だか分かりません。ここでもまた何かが燃えているわけで、動いて燃やそう！ここで何かが燃えている！何が燃えていると思う？とまったく同じ質問を繰り返すことになりませんが、最近、もっと凄いCMが出ています。2011年9月26日にハウスから「唐辛子の力」という商品が全国販売されました。偶然、電車の中で見つけた広告には「体脂肪を燃やす！」と書いてありました。「特定保健用食品でもないのに、時代はそのようなところまで来たのか」と興味を持ち、さっそく調べてみたら、「唐辛子の力」は特定保健用食品ではありませんでした。単なるジュースでしかないのに「体脂肪を燃やす！」と。ハウス食品には「コーンの力」や「ニンニクの力」、「ウコンの力」といった「力」シリーズの商品があるのですが、新製品の「唐辛子の力」のホームページでは、「歩いて体脂肪を燃焼させたい方には唐辛子の健康成分であるカプサイシン」とあり、この「カプサイシン」という言葉がポイントとなっているのです。「うまい！辛くない！すっきりレモン風味！の清涼飲料水に」したという、この「唐辛子の力」の開発の背景には、「ダイエットや健康のためにウォーキングをする人が年々増加している」と報告した「内閣府のダイエットに関する世論調査」や、「脂肪を燃焼させること」を第一位として挙げているハウス食品の「ダイエットに関するお客様イメージ調査」の結果がありました。それが「唐辛子の成分であるカプサイシンやL-カルニチンが通勤時やウォーキング時の頑張りをサポートします」という新製品のキャッチコピーとなっていくわけです。しかし、ボトルをよく見ると「歩いて体脂肪を燃やす！」となっていて、結局「唐辛子の力」と体脂肪が燃えることとはまったく関係ないことがわかります。

ここでトクホの話から少し逸れますが、2009年6月5日に新しく制定された食育基本法でも、健康増進法と同じく、「生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら務めるとともに、食育の促進に寄与するよう務めるも

のとする」と、「国民の責務」が謳われています。食育基本法が成立する以前にも、子どもの食生活改善に関する検討会や調査研究がありました。そうした検討会を傍聴して気づいたことは、現代の親たちが低く評価されていることです。厚生労働省の雇用均等児童家庭局長の開会挨拶の中で「今日の若いお母さん方の中には、まともに料理が作れない人がたくさんいる」という前提で、食育の必要性が学力の向上などと結びつけられて語られていました。食生活の悪化が学力だけでなく、暴力や「キレる子どもの出現」などとも関連することを実証しようとする調査は今日たくさんありますが、厚労省局長の挨拶の趣旨も、そうした調査の目的と同じ流れの中にあります。

要するに、そのような社会的に広がり大きな問題を解決するためには「食」や「生活習慣」の改善だけで本当に良いのだろうか、という反省が本来はここに出てこなくてはいけないわけです。この点では、トクホと健康運動士や健康運動実践指導者についてもよく似た問題があります。たとえば、「食」や「運動」といった私たちの日常的な営みの中に、管理栄養士や健康運動実践指導者などのある種のアドバイザリースタッフが必要とされ、それらの専門家のアドバイスを少しも疑うことなく「白紙委任」するような状況が生まれています。そのような白紙委任が可能となる背景には、専門家だけが所有する「科学的な知識」への信頼が広く社会の中にあります。ところが、私たちの身のまわりには、食べることにしても、身体を動かすことにしても、さらには健康食品にしても、先ほどの「ビールは身体に良いよ！」というような「言い方」がたくさんあります。今、社会は様々な健康食品や健康商法で溢れていますが、その意味では、科学的知識はまさに「錯綜」しています。このような状況の中で、私たちは「こんなものが食べたい」「これ身体に良いんじゃないか」「風邪ひいてるからニンニクでも食べておこうかな」等々、専門家に言わせれば、科学的に間違った勝手な判断や選択、やり方、嗜好として処理されることも当然のことながら出てきます。皮肉なことに、そこにまた「さらなる専門家が必要になってくる」という逆説的な状況が生まれ、健康運動指導士や健康運動実践指導者などの「健康運動アドバイザースタッフ」が求められる所以があるわけです。

ここまで「死ぬまで健康を目指しましょう」という「目的としての健康」について述べてきましたが、一方で私は、「ないがしろにされる健康」についても考えなくてはいけないと思っています。たとえば水俣病

の訴訟の「筋の通った最高裁判決」を求める共同声明に加わることや、福島原発事故の母子避難者のインタビュー調査を実施することを通じて、そうした「健康」に関する研究を行っています。

時間がないので結論的な部分だけを述べます。水俣病に関しては、「医者がいくら水俣病だと診断しても審査会は患者として認定しない」ということが多々ありますが、これは「死ぬまで健康を目指しましょう」という「目的としての健康」とあまりにもバランスが悪く、「一体その人の健康って何なのだろう」という疑問と反省が出てきます。冒頭でもお話ししたように、学生に「環境問題とは何か」という質問をしても、小・中学校の社会科の授業で「四大公害病」について習っているのに「公害」という言葉はもちろんのこと、「水俣病」「イタイタイ病」「四日市喘息」という病名すら回答に出てきません。こちらは「過去のことでない」と伝えているのですが、とっくの昔のことのように忘れ去られています。また先日、原発事故の恐怖から逃れるために福島から沖縄に避難している母子避難の方々の集まりがあり、そうした方々からお話をうかがってきたのですが、「子どもが甲状腺被ばくの検査を受けて高い値が出て、どこに行っても何をすべきかも分からない」と、日々不安に苛まれているお母さんたちが存在することを知りました。これらの日々まさに具体的な健康不安に苛まれている人たちの健康問題は今、放置されたままになっています。

今日の話から遠くなるかもしれませんが、これは、出生前診断で胎児の健康状態すなわち「異常」を簡単に診断できるようになっている現代の医療の流れとも深いところで繋がっています。言い換えれば、これは「健康でない身体」と判明したとき、その「身体を廃棄する」という「言い方」がなされる可能性も考えられます。出生前診断に関しては様々な考え方がありますが、先ほどの「ないがしろにされる健康」は、「国民健康づくり運動」とか「皆で健康づくり」といったときには、「まったく見逃されている健康」なのではないだろうか、そのように言いたくなります。

このような問題は、健康運動指導士や健康運動実践指導者の養成に関しても出てきます。厚労省のホームページを見ると、「健康寿命の延伸」がその事業の目的の一つとして掲げられています。しかし、たとえ健康寿命が延伸したとしても、生活保護の削減、年金制度の崩壊、雇用の不安定化、非正規雇用の拡大、解雇規制の緩和、等々、きわめて脆弱化した社会保障制度の問題点が次々と現れている現状においては、果たし

て憲法で保障されている「手段としての健康」すなわち「健康で文化的な最低限の生活」が今後、確実に保障される見込みがどれほどあるのだろうか、と真剣に考えてみる必要があるように思われます。言い換えれば、「目的としての健康」どころか「手段としての健康」の方を今、どのように保障してくれるのですか、と根底から問題を投げかけたくなるわけです。少し言い過ぎかもしれませんが、私たちの周囲の「パターン化された健康」さらには「無理強いされた健康」についても批判的に考えることは今、非常に重要ではないかと考えています。

まとめに入りたいと思います。私の勤務する大学の「社会文化学科」は2年後になくなり、「人間スポーツ学科」と「スポーツ科学科」と「福祉心理学科」の3学科へと改組され、健康運動指導士の資格も取得可能な体制になります。その中で私は、スポーツ系学生を対象に「現代社会特講」という科目を担当することになっています。近年、オープンキャンパス等を通じて高校生とその両親から最も聞かれるのが、取得できる資格と卒業後の就職です。新学科の設置によって今後、ますます保健体育の教員免許と健康運動指導士の資格取得の傾向が強まるものと予想されます。そうした学生にとって必要な健康に関する知識は、「情報」として「パターン化された健康」に関する知識だけで別に問題なく、「反省的知識」としての「健康」の問題については、ほとんど知らなくても資格取得に差し支えないものと思います。

しかし、これまでお話ししたように、社会学的には「健康」とは非常に多面的で広がりのある問題です。そこで私の担当する「現代社会特講」では、「私たちは身体にどのような社会的な意味付けをしているのか」「私たちは自分の身体をどのように認識しているのか」「他人（ひと）の身体をどのように認識しているのか」「身体へのリスクをどのように認知しているのか」等々の話を当然のことながらします。さらにまた「健康」言説、パターン化された健康的な生活習慣、トクホや運動、健康運動士や健康運動実践指導者などの専門家の大量生産、環境問題、等々を通じて学生たちの意識の中に巣くっている強靱な「常識的知識」とその成立過程についても話すことによって、彼らの強靱な「健康」言説を崩すことも試みることになると思います。もちろん、それに対する学生の反応は肯定的なものから否定的なものまで様々だろうと予想されますが、社会学的に実践してみようと考えています。

最後に、冒頭で社会学には「インフォメーション」

と「アウェアネス」という二つの知識があるとお話ししました。私の場合、後者の「反省的知識」について追求してきましたが、これまで他の学問分野の方々から「社会学の人たちは世の中の批判ばかりしていて何の役に立つというのですか」と言われることが度々ありました。もちろん、そうした問いに対する回答の仕方は幾つかありますが、これからの私の講義は、健康科学を自明視している人々に「役に立たない知識」すなわち「健康を多面的に捉えること」の意義を伝えることを通して「最強の専門家を育てる」ということになると考えています。それは「自分は何者として何を行っているのか」を自己省察できる専門家が一人でも多く育ててほしいと願っているからです。そうして、現在の「皆で健康を目指しましょうね」という健康政策の怒濤のような流れと、その一方で経済的な利益をひたすら追い求める健康商法が「あれ、何か可笑しくない？」と、その問題を発見し解決しようとするきっかけを与えられたら良いなと思っています。「健康づくり」と「生活習慣病」、「生活習慣の改善」に向かっている世の中の大きな流れを変えることはとてもできませんが、既存の枠組みを拡大することによって少しでもずらしていくことができるのではないかと、とささやかな希望を持ちながら、スポーツ系・体育系の学生に話をしていこうと、所信表明ですが思っています。

文責：根上 優

柄本三代子先生

【略歴】

早稲田大学大学院文学研究科社会学専攻修了
東京国際大学人間社会学部准教授

【著書】

『健康の語られ方』（青弓社）

『健康ブームを読み解く』（青弓社）

『文化としてのテレビ・コマーシャル』（世界思想社）

『リスクと日常生活』（学文社）など

柄本先生の専門は、健康の社会学、身体社会学、リスク論、メディア論、科学技術論など、今日の私たちの生活と密接にかかわる諸問題を多面的・多角的に研究することにあります。講演では、それらの専門的研究のエキスパートとして食と環境、マスメディアの報道とリスク生産、さらには科学技術とリスク、等々に関する深い知識を以って、今日の健康問題を幅広く多角的に論じ、現代社会の在り様を浮き彫りにしてくれました。

コメンテーター：根上 優

“選択”の時代を迎える大学体育について考える

コーディネーター

宮崎大学 根上 優

シンポジウムのタイトルにある“選択”とは、いわゆる大学教育における「必修」に対する「選択」だけを直接的に指すものではない。それは、「現代」という時代と社会が「全体」から「個人」へと、その行為の責任と権利が移りつつあることを表わす概念である。これまで我々は、大学体育の「必修から選択への流れ」を「権力」による政治的作用すなわち「矮小化」として「反面」においてしか見つめてこなかった。本シンポジウムでは、そうした捉え方の意義は認めつつも、別の視点、すなわち“選択”は時代と社会の変化の一部として起こってきた」という視点から見つめ直したい。今日、体育・教育のみならず社会生活のあらゆる側面にわたって、個人の「行為選択」のもつ意味——「個人化」——が重みを増しつつあるが、このことは同時に、新自由主義的な「自己責任」の問題としても立ち現われてきている。進むも地獄、退くも地獄！先を見通すことが困難なリスクに溢れた現実のなかで、我々は、きわめて厳しい社会環境に置かれていることを自覚しなければならなくなっている。このような時代にあって、大学体育連合には、会員個々

の多様な「価値選択」と「自律的な意思決定」を、これまでのような実技研修や情報の提供に止まらず、いかに哲学的・理念的にも支援することができるか、が問われている。

80年代までの「豊かな社会」にあっては、大学体育連合は、新たに台頭しつつある山や海のスポーツ文化の動向をキャッチし、それを集中授業へと反映させるだけで多くの教員を研修へと駆り立てることができた。しかし、「豊かな社会」が崩壊し、「大学設置基準の大綱化」(1991)が進む90年代から、大学体育の〈場〉は徐々に縮小し、教員には、いかにして限られた条件の中で時代と社会の求める価値を選択し、より適切な教育プログラムの開発と方法的実践に精力を注ぎ、目に見える形で成果を上げるか、が問われるようになった。本シンポジウムでは、かかる問題意識の下に、“選択”の時代を迎える大学体育の在り方・方向性について、3名の演者が話題と問題の提起を行った。なお、発表の概要を以下に示したが、詳細については、新たな見解や知見を加筆するなどして特集論文として掲載した。

“選択”の時代と大学体育

宮崎大学 根上 優

大学体育が戦後の新制大学の発足とともに「一般教育」(実技・講義)の一つに取り入れられた背景には、占領軍当局が「当時の大学生には肺結核罹患者が極めて多いことに神経を尖らせ、学生の健康の保持増進と衛生思想の普及を望んでいた」(寺崎昌男『大学の自己変革とオートノミー』1998)という事情があった。こうした占領軍当局の要請を受けて文部省が急遽、全国の高等学校等の保健体育教師を大学に集めて今日の大学体育が始まったことは、これまで私たちの意識の

中に存在していなかったものと考えられる。このことは、昭和40年代後半から始まる教養部改革と一般教育の「弾力化」、さらにはその後の所謂「大綱化」の中で持続的に突きつけられてきた大学体育の「選択化」への私たちの対応に、きわめて大きな問題を突きつけている。ここでは、「選択の流れは時代と社会の変化の中で起こってきた」という前提で、「選択」の問題を時代と社会との関連で再考したい。

「選ぶ力」を育成する大学体育

鹿児島大学 飯 干 明

未曾有の惨事となった東日本大震災において、ほとんどの小・中学生が難を逃れることができた釜石市の事例は、危機の場ではハザードマップを過信せず、状況に応じて自らが判断して行動することの大切さを示している。このような危機の場で求められる「選ぶ力」

は、自らの健康や体力を維持・増進するためにも必要となることから、大学体育の講義において、さまざまな運動の中から自分の生き方に即した適切な運動を選び、実践することのできる力を育成することを中心に紹介した。

健康づくりから大学生活の活性化へ

—後押し of 授業から、自ら動くことを学ぶ授業へ—

九州大学 齊 藤 篤 司

これからの大学体育のあり方における「選択の時代を迎える大学体育について考える」というテーマに対し、「選択」を「自ら選択できる学生をつくる」ための大学体育ととらえ、大学体育や九州大学における体育授業の変遷を紹介するとともに、身体活動を通じた教養教育を模索する九州大学の描いた夢、通称 i-Cap

を紹介した。なお、i-Capとは、i-Campus activating project の略であり、ここでの「i」は「アクティブなキャンパスライフを inform し、inspire させ、intelligence を interest するキャンパスライフの innovation」、という「i」である。

長崎活水女学校における教養体育の始まり

中京大学 柿山哲治

活水女子大学 小森大輔

1. はじめに

活水女学校は、アメリカメソジスト監督教会から派遣されたエリザベス・ラッセル女史とジェニー・ギール女史によって、「女子に最高水準の教育」を授けることを目的とし、1879（明治12）年12月1日に長崎市東山手町に開校した¹⁾。また、創立130余年の歴史の中で、最初に体育を奨励したのは、ラッセル女史の後を受けて1898（明治31）年に2代目校長に就任したマリアナ・ヤング女史であり、活水学院百年史¹⁾には「ヤング女史は米国に在るとき、体育に興味をもって研究していたので、着任後長崎の教育のこの分野におけるおくれに着目して、組織的な新式体操を導入することをラッセル女史に語り、賛成を得てさっそく生徒に教えることになった。」「ヤング女史は学校生活に新しい要素を加えた。それは体育文化の要素である。生徒たちの健康のよくなったことはこの体育のおかげである」と記されている。さらに、掛水²⁾はヤング女史の体育奨励に着目し、1902（明治35）年に長崎市民に有料公開したとされる「慈善音楽体操会」の新聞記事を発掘し、その内容を明らかにしている。一方、KWASSUI JO GAKKO 1879-1929³⁾には「Kwassui was the first Girl's School in Kyushu to introduce Physical Training. (活水は九州で体育を導入した最初の女学校である)」と記述されている。したがって、ヤング女史が活水女学校で始めた体育の内容を明らかにすることは、九州で初めて行われた女学校の体育の解明に繋がる可能性が示唆される。

本研究では、活水学院資料室に所蔵されている教科課程、古写真、交友誌、同窓会誌、卒業生の証言内容から、活水女学校の教養体育の始まりについて明らかにすることを目的とした。

2. 方法

活水学院資料室において同資料室在庫資料目録より、明治期に関連する所蔵物を検索し、学校規則、古写真、校内誌、同窓会誌、卒業生の回顧録、新聞記事

などを抽出して分析した。

3. 結果および考察

1) 教科課程にみる活水女学校の体育

1879(明治12)年12月25日の西海新聞に出された「女児学校開設」の広告¹⁾には、「この学校は英語だけでなく、日本国民としての一般教養から、女子の手芸、音楽教育に至るまで一つも遺さず教授致すべく」と告げ、1889（明治22）年にサイモンズ女史により編集された教科課程¹⁾にも体育に関する教科は見られなかった。しかし、明治20年度「長崎活水女学校規則(1887-1888年)」(資料番号²⁾:1-70-1-1)の第四章における生徒行状心得に「第八項 遊歩時間ハ勉強ス可ラス」、第五章の教則に「第三項 指定ノ時間ニ於テ運歩ヲ怠ルモノハ亦罰點ヲ得ヘシ」という記述がみられた。また、明治31（1898）年の「長崎活水女学校規則」(資料番号:1-70-2)では、第四章の生徒心得に、「第九項 遊歩時間ニハ勉強ス可ラス、第十項 指定ノ時間ニ於テ運動ヲ怠ルベカラズ若シ之ヲ怠ル者アルキハ罰點ヲ得ベシ」と記載されていた。さらに、明治34（1901）年7月改正の「活水女学校規則 付初等科 中等科 高等科学科課程表」(資料番号:1-70-3-1)では、教科課程において正課の予科から高等科に至るまで、低学年では普通体操、中等科3年から器械体操がどの学年にも週2時間を配置しており、第七章の生徒心得に、「第三十六条 生徒ハ必ズ体操運動ヲ怠ルベカラズ 若シ健康上体操運動ヲナスコト能ハサル時ハ校医ノ署名ヲ得テ其欠席セントスル部分ヲ届出ツベシ」と明記されていた。

2) 古写真にみる活水女学校の体育

ヤング女史が導入したとされる新式体操服を生徒が身にまとった集合写真は屋内(資料番号:2-1-(3)-14-1)と屋外(資料番号:2-13-1)で撮影されたものが2点確認された。いずれの写真においても生徒は髪の毛をリボンで一つに結び、セーラー服様の上着は長袖、ズボンは裾の締まった羊蹄型で、長足袋様のも

のを履いており、撮影は1899（明治32）年頃と記載されていた。また、「ヤング先生の新式体操大演習会 カウエンチャペルで開催 その時生徒は新しい体操服を着用 明治32（1899）年4月22日夕」と説明書きのある写真（資料番号：2-1-(3)-10-1）は、写真自体が真っ黒に焼けていて保存状態が悪く、内容の確認が困難であったが、デジタルカメラで撮影し、パソコン上に拡大して観察すると、隊列を組んでグラウンドを進行する多数の生徒が映し出され、地面にはセパレートコースが引かれ、日章旗も飾られており、説明書きのチャペル内ではないことが判明した。さらに、ヤング女史が導入した新式体操と説明書きされた写真は2点確認され、1点は足元にダンベルを置き、隊列を組んで屋外で体操している写真（資料番号：2-1-(20)-6）と、もう1点はダンベルを片手に持ち、もう一方の手を腰にあて、足を前後に開いて立つ列と、後頭部に手あて、両足を揃えて立つ列が交互に演舞している写真（資料番号：2-1-(20)-7）であった。

一方、創立35周年を記念して1914（大正3）年に発行された KWASSUI JO GAKKO Thirty-Fifth Bulletin⁴⁾ <活水三十五年史（英文）>のなかに、「Out for a Walk」とだけ書かれた写真が掲載されていた。和服に雪駄で髪には大きなリボンを結んでいる生徒も見られ、3列で大勢の生徒が並んで歩く姿が映し出されている。撮影年月の記載もされていないが、ヤング女史着任以前の学校規則に見られた「遊歩」や「運歩」を示すものではないかと推察された。

3) 卒業生の証言による活水女学校の体育

1900（明治33）年の活水女学校初等科入学から専門音楽科卒業までの13年間を過ごし、卒業後も大正期、昭和期と活水学院の職員として奉職した田添テルは、交友会誌や同窓会誌、在校生を対象にした講演会にも招かれ、当時の体育に関する数多くの証言を残している⁵⁾。それらを整理すると、「ヤング女史が来てから体操が始まり、輪や棒や唾鈴を用いて音楽に合わせて行っていた。体操服は木綿製でユニフォームと呼んでいた。ライトフェイス、レフトフェイスと号令は全て英語であった。舞鶴座でこの体操を音楽と同時に市民に発表会を行い、評判になって新聞に載った。」など、古写真だけでは伺い知ることのできない動的な情報も抽出された。その一方で、「洋服を着るのが初めてで、大変で、一番つらかった。なかでも、ユニフォームは一人ひとりに与えられたのではなく、倉庫に入れてあるのを自分でサイズを確認して選んで着るため、靴下がずれないように履くのが一番の苦勞でした。」と

いった証言⁵⁾もみられ、当時モダンと評されていた新式体操服も、和服を着なれた生徒にとっては、身にまとうことすらひと苦勞であった様子が伺えた。

また、1910（明治43）年に活水女学校中等科を卒業し、初の女性厚生大臣になった中山マサは、1961（昭和36）年3月3日付の長崎新聞の「母校」欄、活水学園（資料番号：2-24-24）の中に、「そのころ、活水では年に一回、舞鶴座（長崎最大の劇場だった）で全校体操というものを開き、市民には有料で公開していた変テコリンな木綿の体操服を着ていまでいうフォーク・ダンスを舞ってみせるわけだが、新しがり屋の市民には大変な人気だった。学校の体操を有料でみせるというのもまた長崎らしい愉快な話ではある」と回顧している。

表 明治期の活水女学校における日課表⁶⁾

時間	内容
6:00	起床 朝食
7:30-8:00	音楽の稽古など
8:00-8:45	始業 45分授業（休み時間無し）
8:45-9:30	初等科、予備科、幼稚科の生徒の教室はあるが、他は本を抱えて、先生のいる教室へ移動して授業を受ける。
9:30-10:15	
10:15-11:00	
11:00-11:45	聖書の研究
11:45-12:00	礼拝（ラッセル先生およびアメリカ人の話）
12:00-13:00	昼食
13:00-16:00	勉強 内1時間空き時間
16:00-16:30	音楽を入れた体操（ヤング先生が来たときから）
17:30-	夕食（水、日は17:00から夕食）
18:00-19:00	（水、日は祈禱会）
19:00-21:00	勉強（決して他の部屋に行くことができない）
21:30	消灯

さらに、1902年（明治35）年に高等科を卒業した山分乙枝は、1972（昭和47）年3月28日に活水学院で講演し、「授業は45分で行われ、行間の休み時間がなく、先生のいる教室へ生徒が移動して授業を受けていたことや、ヤング女史が来てから音楽を入れた体操は毎日16時から30分間行われていた」など、明治期の活水女学校の日課⁶⁾について証言していた（表）。

4) ヤング女史が体育を導入した理由と導入当初における生徒の反応

ヤング女史は、「着任後長崎の教育の体育分野におけるおくれに着目して、組織的な新式体操を導入す

る」¹⁾ことにしたが、もう一つの理由が「か弱なる生徒の身体を強くするため」であった。KWASSUI JO GAKKO 1879-1929³⁾には、「There is a vast difference between the sturdy looking girls that come into the High schools today after having Physical Training throughout their Primary Course, and those delicate appearing, narrow-chested girls of thirty years ago. (初等科を通じて体育をしたあと、高校に入学する現在のたくましく見える少女と、30年前のか弱く見える細い胸の少女との間には大きな違いがある)」と記述されている。また、活水学院百年史¹⁾には「腹式呼吸にしても、筋肉緊張運動(パーカッション)など考える人のない時代であったので、教えこむには苦勞したようである。」とあり、さらに、香柏第十一號(資料番号:5-20-5)には「ヤング先生が始めて學校に御出になつて音楽入ダンス式體操を御始めになりましたが、大層立派で綺麗で其頃では珍らしいものでありますから此を一度舞鶴座に公開して見せ様と云う事になりまして日夜練習しましたが、どうも能く行かぬ處がありますのでヤング先生は失望してラッセル先生の處へ参り泣いて訴えられた」との記述がみられ、新式體操を導入した当初のヤング女史は、教授するのにかなり苦心していた様子が伺えた。

一方、生徒側の反応については、五拾年記念會ニ関スル記事(資料番号:9-8)に、「はじめの程は體操服を着るのが恥かしいと泣いた生徒もあった」、また、活水学院百年史¹⁾には、「洋装になることを嫌って免除を願ひ出たものもあった」と記述されており、有料公開に至るまでには、かなり厳しい道のりであった可能性が示唆された。

5) 創立五拾年記念會および百周年記念同窓会大会で再現された新式體操

ヤング女史が導入した新式體操は、創立五拾年記念會および百周年記念同窓会大会(昭和五十四年十二月廿六日)において再現されている。また、五拾年記念會にはヤング女史が來賓として出席し、Breathing Exercise, Free Gymnastics, Lancing, Percussion Exerciseの4種の體操を再現するにあたり、直接指導したことが五拾年記念會ニ関スル記事(資料番号:9-8)に記載されている。さらに、百周年記念同窓会では、明治・大正・昭和にわたる目で見える「服装史」⁷⁾を開催し、終了後、活水同窓会より衣装及び附属品が活水学院に寄贈され、その中に「アレー 二個, ワンズ 一本」が目録(資料番号:9-54)に記載されているが、現時点での所蔵は確認できていない。

4. まとめ

長崎活水女學校における教養体育の始まりは、ヤング女史が着任した1898(明治31)年以降に、まずは毎日30分間の行間体育として、1901(明治34)年には、正課の予科から高等科に至るまで、低学年では普通體操、中等科3年から器械體操がどの学年にも週2時間を配置され、健康上欠席する場合は校医の署名を得ることが必要であった。ヤング女史着任以前に「遊歩」や「運歩」の時間が設置されていることから、これらに対してヤング女史が導入した體操が新式體操と呼ばれた可能性が考えられた。号令は全て英語で、ユニフォームを着用して行っていたが、当初はヤング女史も教え込むのに大変苦勞し、生徒は洋装になることを嫌って免除を願ひ出たものがいて、当時長崎最大の劇場であった舞鶴座で有料公開に至るまでは、険しい道のりであった様子が伺えた。

5. おわりに

身体を動かすことに興味を示さない学生に、新しい施設や用具、新規性の運動プログラムを提唱して興味関心をわかせるのも一つの手法であるが、古いものを発掘し、学生の興味を刺激する教材に加工すれば、学生にとっては新しい教材になり得る可能性は高い。本研究は活水学院の体育の歴史を紐解くことが目的となっているが、得られた成果は教養体育のみならず、学院の歴史を周知させる導入教育や、学院の新たな財産として活用される可能性が考えられる。すなわち、教養体育に限らず、他教科においても、他大学においても、学生に魅力ある授業を提供するには、お金をかけることだけが最良策ではなく、時間と手間をかけることにより教員にとって価値ある教材が生まれる可能性を示唆するものと思われる。

参考文献

- 1) 活水学院百年史編集委員会(1980) 活水学院百年史, 福岡印刷.
- 2) 掛水通子(2007) 明治期ミッション・スクール外国人女性宣教師による体育指導: 活水女學校マリアナ・ヤング(Miss Mariana Young 1864-1932) 校長の体育奨励, 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 42: 1-13.
- 3) KWASSUI JO GAKKO 1879-1929 (1929).
- 4) KWASSUI JO GAKKO Thirty-Fifth Anniversary Bulletin (1914).
- 5) 柿山哲治(2011) 明治期の活水女學校における日

- 本人女性体操指導者の特定，体育史研究，28：1-10.
6) 柿山哲治（2010）活水女學校における体育の始まり，活水論文集，53：7-22.
7) 活水同窓会（1980）活水 創立百周年記念号：16-17.

注) 資料番号は活水学院資料室において所蔵されている資料に付けられた番号を示す。

付 記

本研究はJSPS 科研費23650399の助成を受けたものである。

健康・スポーツ科学理論の授業における「心の健康教育」について

—物語の読み聞かせを活用した授業展開の研究—

崇城大学 石黒之武久

《研究の動機》

21世紀は「こころの時代」と言われて久しい。20世紀から21世紀に移行して、様々な便利な「もの」が溢れ、インフラも整備され、各方面の情報をweb上で気軽に入手することが出来る。また、デジタル化が進み益々それらが充実して止まるところを知らない。「こころの時代」というのは、物質的環境には満足感があっても果して「こころ」の環境はどうかという問題の提起でもある。

「こころの病」という表現もあり、その病は現代病としていわゆる「ノイローゼ」や「パーソナリティ障害」などの心因性の精神疾患が急増して「精神科」「心療内科」の治療を受ける患者はあとを絶たない。それらの患者に対して、様々なカウンセリングの手法も発達してきている。ストレス社会を生き抜くために、臨床治療以外にも、一般の健常者に対して、「癒し」「各種セラピー」や「ストレス解消」などの様々な手法も研究されている。

WHO健康の定義は「健康とは身体的、精神的、そして社会的に完全によい状態のことを言い、単に病気ではないとか虚弱ではないと言うものではない」としている。この中で身体的健康は、運動や規則正しい生活を基盤として維持向上を図ることが出来る。また、社会的健康は、社会生活を営む上でのコンプライアンスや常識的な倫理観を理解し実践することで保たれている。精神的健康の維持向上に関しては、メンタルヘルスと称されており、その領域では、様々な角度からメンタルヘルスを分析し先行研究も数多い。

さて、自分自身は、健康教育に携わり、体育実技と健康理論の授業を担当している立場から、大学生の身体的な健康状態や、ナーバスな精神的、社会的健康状態を目の当たりにしている。授業を通して、文字通りWHOの健康の定義の3つの側面を身近にかいま見ることができるのである。大学体育では、全ての授業において学生達に「健康」を複合的に考えさせているが、特に、身体的健康を体育実技の授業で、精神的・社会

的健康を健康理論の授業で深く考えさせることができる。そして、その健康理論の授業展開における精神的・社会的健康のテーマは、「こころ」の問題と大きく関わっているのである。心理学、臨床心理学の中では、「こころ」という概念は「反応」という具体的な事象に置き換えて科学的な検証がなされている。「こころ」はいわゆる「曖昧なもの」ととらえられているのである。

21世紀が「こころの時代」と言われても、そのことがあまりよく理解されていないのもこの曖昧な「こころ」という概念に起因しているのである。健康理論の中で「こころ」に対するイメージをたずねてみると、学生達は、この「こころ」に関して非常に敏感であり「こころ」の問題を真剣に考えようとする姿勢にあふれている。その姿勢に応える意味で健康理論の授業は、「こころ」の問題を提起する絶好の機会となり、また非常に意義深いものになると考えたのである。ではなぜ、学生達が「こころ」に関して敏感なのかというと、そこには目前に迫った就職活動と実社会への扉の存在があるからである。現実には負けない強い「こころ」を持つことが就職活動を乗り越えて、実社会の扉に向かって歩いていける最良の方法であることを学生達は知っているのである。

健康理論の授業展開の中で、学生達はその強い「こころ」を形成する手助けが少しでもできないものかと考えたのである。

《研究の仮説と手法》

強い「こころ」を持つということは「こころの健康」を向上させることに他ならない。「こころの健康」を向上させるには、まず人の心を理解することから始まる。いわゆる人の心をおもんばかることである。つまり思いやりの気持ちとその「こころ」を育むことである。人の心をおもんばかることができれば、自分自信の「こころ」のコントロールもできることにつながる。また、他人の心をおもんばかることができれば周囲が

ら好感を持ってもらえ、また自らの品格の形成にもつながる。これらは、小・中・高校と成長する過程で自然と身についていると思われるが、実際はこの「人をおもんばかり」姿勢はあまり身につけていないのが現実である。

「自分は周囲の人に対して思いやりがあると思いますか」という質問に、ほとんどの学生より「そうとは言えない」という答えが返ってくる。（現在アンケート調査継続中）

このようなアンケートの結果より、健康理論の授業の中で、この「こころの健康」を向上させ「人のこころをおもんばかり」姿勢を向上させる効果的なものはないものかと考えた。そこで着目したのが絵本の読み聞かせ、物語りの朗読である。絵本の読み聞かせは、幼児や児童に対して先生や親が行うというイメージがある。これは、短い時間で完結する物語を読み聞かせして、幼児、児童に様々な問いかけをすることにより子ども達の「こころ」を育む有効な手段となることは立証されている。絵本の読み聞かせは、近年のブームにもなっている。この手法を健康理論の中に取り入れ、大学生に対して行ってみたいかどうか考えた。また、就職活動を目前に控え、実社会の扉を前にしている学生にこそ物語の朗読に対して自身の考えをぶつけさせ、「こころの健康」を深く考えさせてはどうかとも考えたのである。

この発想は、1992年にある講話を聞いたことに起因する。その講話は次の通りである。

『広島県下のある高等学校で、9月、水泳大会が催されました。プログラムの中に学級対抗のリレーが組まれました。ある学級で、4人の選手の中、3人はすぐ決まりましたが、4人目で紛糾しました。そのとき、いじめグループの番長が「Aにでてもらおう」と叫びました。「そうだ、そうだ、Aがいい」と、とり巻き連中が賛成してしまいました。Aさんは、小児マヒの女生徒で、とても泳げる体ではなかったのです。でも、彼らの恐ろしさを知っているみんなは、それに抗議することができませんでした。いよいよ大会の日、Aさんが泳ぐ番になりました。1メートル進むのに2分もかかったといえます。まわり中から、冷笑と罵声があびせかけられました。その中をAさんは、必死で泳ぎました。そのとき、背広のままプールに飛び込んだ人がありました。そして「つらいだろうが、がんばっておくれ。つらいだろう

が、がんばっておくれ」と、泣きながらいっしょに進みはじめました。校長先生でした。冷笑と罵声ピタリとやんで、涙の声援に代わりました。Aさんが長い時間をかけて25mを泳ぎ抜き、プールサイドに上がったとき、先生も、生徒も、いじめグループのみんなも、一人残らず立ち上がって、涙の拍手をおくり、Aさんをたたえました。その学校のいじめは、そのときから、ピタリと姿を消しました。

校長先生が、Aさんの輝きを、みんなに気づかせ、目覚めさせてくださったのです』

これは東井義雄の著書の中に記してある一節である。東井義雄が亡くなる前年に、この内容の講話を直接聞く機会に恵まれた。この講話の後、感涙で呆然としたのを覚えている。その後、この講話の内容を書き留めて、担当する授業の中で朗読してみた。学生の反響は予想以上で、その朗読の感想で、学生達が自分自身のことを省みて「こころ」の成長とも思える内容が多々あった。

そこで、約15分から20分で完結し、目的にふさわしい物語を選定して、その物語の朗読後、登場人物の具体的な「こころ」の動きに着目させ、自分自身の考えと対比させての感想を求めるアンケート用紙を作成して授業展開していく手法を考えた。それらを考えさせることにより、学生達が、人の心をおもんばかり姿勢の重要性に気づき、品格の形成と「こころの健康」の向上につながるのと仮説を立てた。

《今後の研究の展開》

今後の研究の展開として下記が挙げられる。

- 1) より効果的な物語の選定
- 2) アンケートの作成
- 3) 読み聞かせ後のアンケート調査実施
- 4) アンケートの集計
- 5) アンケートの検証
- 6) アンケート検証結果の学生へのフィードバック

物語の選定においては、目的に相応しい物語の創作も視野に入れ、本研究を継続していきたい。

〈引用文献〉

東井義雄「いのち」の教え 東井義雄 著

〈参考文献〉

これからの臨床心理学 下山晴彦 著

ケア論の射程 中山將 高橋隆雄 著
心理援助の専門職になるために
M コーリイ・G コーリイ 著
心理援助の専門職として働くために
M コーリイ・G コーリイ 著

よくわかる臨床心理学
朗読療法

下山晴彦 著
橘由貴 著

研究発表

体育授業における新しいスポーツ種目の導入が学生にもたらす効果検証

— 本学体育の変遷に伴う学生の変化に着目して —

津山工業高等専門学校 山本 浩二

1. はじめに

2003年3月、文部科学省より「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告書が提出され、10年が経過した。本学においても2009年度より、「特別支援教育ワーキンググループ」を設置し、学校全体として、特別支援教育に力を入れている。そこでは、学生のニーズに合わせた教育を通常授業に取り入れることを位置づけた。

このような考え方にに基づき、本学の体育授業においても、「インクルーシブ体育」を目指し、誰もが体育授業に参加できるような種目改定を行った。まず、2009年度、体育授業に「電動車椅子サッカー」を試行的に導入することにした。電動車椅子サッカーを選定した理由としては、電動車椅子生活を送っている学生が本学に在籍していること、また、学生の中には福祉テクノロジーに関心のある学生が存在しており、体育授業での体験が、今後の研究活動において福祉テクノロジー等の開発へと発展していくことを期待した。

さらに、2010年度には電動車椅子を8台購入し、体育授業への導入と並行して、3年生を対象とした「チャレンジ・ゼミナール」の授業時間において、電動車椅子サッカー用フットガード等の取り付け作業も行った。学生自ら作成（改造）した競技用電動車椅子を、2011年度に実際の授業で使用した。そして、2012年度には、2年生の体育授業の中に、新たに「生涯スポーツ（15時間）」を組み込んだ。昨年度まで試行的に導入した電動車椅子サッカーをはじめ、ペタンク、インディアカ、アルティメットなどのいわゆるニュースポーツを導入した。

以上のように、電動車椅子サッカーからスタートした本学体育授業の新たな取り組みは、受講する学生にも何らかの影響を与えると考え、質問紙調査および行動観察によって、その効果を検証していくこととする。また、そこから見えてくる体育授業のあり方を検討していく。

2. 研究目的

本研究で言及していこうとする事柄は以下の2点に集約できる。

- 1) 本学体育授業において、新しいスポーツ種目の導入が、受講した学生にどのような影響を及ぼすのか、質問紙調査及び行動観察で明らかにする。
- 2) 1) の結果を受け、これまでの体育授業の見直しとこれからの体育授業についての検討作業を行う。

3. 研究方法

2009年度から2012年度において、電動車椅子サッカーをはじめ、新たなスポーツ種目を導入した。対象クラスは、毎年2年生2クラス（約80名）を対象とした。各年度の取り組みと対象者は以下のとおりである。**(2009年度)**

9月末から11月の約2ヶ月間、電動車椅子を8台レンタルし、本学技術職員により電動車椅子サッカー用フットガードを取り付け、試行的に体育授業へ導入した。対象は、1年3組42名と1年生4組43名（電動車椅子の学生を含む）の2クラスである。

(2010年度)

1月から2月の2ヶ月間、体育授業に導入した。対象は、機械工学科2年生39名と情報工学科2年生44名（電動車椅子の学生を含む）の2クラスである。電動車椅子を新たに8台購入し、電動車椅子サッカー用フットガードは、3年生が作成し取り付けした。

(2011年度)

10月から12月の2ヶ月間、体育授業に導入した。対象は、機械工学科2年生41名と情報工学科2年生43名の2クラスである。

(2012年度)

4月から2年生の体育授業の中に「生涯スポーツ（15時間）」を導入した。雨天時や降雪時など、季節によって不規則に取り組んだ。対象は、機械工学科2年生44名と電気電子工学科2年生41名の2クラスである。

また、随時、行動観察を行っており、各年度末に

質問紙調査を行なった。質問紙調査の項目に関しては、「授業に対する評価」「教員に対する評価」「学生自身の日頃の運動に関する評価」のそれぞれ5項目、計15項目に対して、「5. たいへんあてはまる～1. まったくあてはまらない」の5件法によるものと、「電動車椅子サッカー、もしくは生涯スポーツに関する自由記述」により調査している。今後の考察は、自由記述で得られた結果を中心にすすめていく。

4. 結果と考察

質問紙調査（自由記述）の結果、「電動車椅子を利用している障がい者の気持ちがわかった」や「電動車椅子の性能をもっと上げてほしい」など、電動車椅子に関する回答が得られた。これは、電動車椅子サッカーを通じて、普段の生活で電動車椅子を利用している人の気持ちまで察するようになったと考えられる。

さらに、「体育は苦手であるが、電動車椅子サッカーは楽しい」「はじめて体育が楽しいと思えた」「いままでやったことないスポーツを体育で体験できてよかった」など、どちらかという体育に苦手意識をもつ学生から、これまでの体育授業と比較した内容の回答が得られた。このことは、行動観察によっても、これまでの体育授業とは違った一面が見られ、これまでの体育授業（サッカー、ソフトボール、陸上競技）において「消極的」だった学生が「積極的」に動く場面が多く見られた。

その例として、通常のサッカーの授業では、あまりボールが来ないような隅（サイドバック）の位置にポジションをとる学生が、電動車椅子サッカーでは、積極的に「攻撃」のポジションにいることが多かった。

また、電動車椅子生活の学生に関しては、「クラスの友人との会話が増えた」「体育で初めて主役になった」という回答があった。彼自身、クラブチームで電動車椅子サッカーを行っており、技術的にも優れているので、本授業で活躍することは十分に可能である。しかしながら、彼の発言にある、「主役」という言葉は、単なる技術的に優れていて活躍できたという意味合いとは異なるものだと感じた。すなわち、これまでの体育授業では、「見学」という立場が多く、できたとしても、審判や記録係（スコアラー）であり、本学入学以前も体育授業にはそのような参加体制が主であった。しかしながら今回、電動車椅子サッカーでは、プレイヤーとしての参加が可能となり、他の学生と同じように活動できる「喜び」「楽しさ」が「主役」という発言に表れたのではないだろうか。

さらに、生涯スポーツを導入し、男子学生と女子学生が同じフィールドでゲームができるようになった。これは、高専体育の大きな課題でもあった「体育授業における女子学生の扱い」の解決の一端を見ることができたと感じている。

5. まとめ

本研究で得られた知見は以下の4点である。

- 1) 電動車椅子サッカーの体験を通じて、普段の生活で電動車椅子の利用している人の気持ちが理解できるようになり、よりよい電動車椅子の改造・開発に興味を示すようになった。
- 2) これまでどちらかという体育授業に消極的で苦手意識を抱いていた学生の体育授業に対する先入観を払拭でき、積極的な行動へと変容できる可能性があると考えられる。
- 3) 体育授業にプレイヤーとして参加することは、見学や（審判や記録係などの）補助的役割では味わうことのできない、まるで「主役」になったかのような「喜び」「楽しさ」を得ることができた。
- 4) 新しい種目の導入の効果は、単に一部の学生だけに留まらず、多くの学生の体育に対する意識や参加形態にも波及することがわかった。

今回、新しい種目の導入に関して、さまざまな“仕掛け”を行なっている。すなわち、そのスポーツ種目に対する説明を図や映像を使って説明したり、チーム編成にも余計な手を加えなかった。杉山¹⁾は、大学体育授業において対人的志向性の低い学生ほど、コミュニケーションスキルが向上することを確認しており、また西田²⁾は、協力を要するニュースポーツにおいては、多くの受講生から高い評価が得られたと述べている。

これらのことから、本研究では、導入した種目自体に良い効果をもたらす要素が含まれていたとも考えられるが、教員の普段の授業とは違った“仕掛け”も、効果をもたらす大きな要因であったと考える。

今後の課題として、学生に効果をもたらす要因を探索的に検討していきたい。

引用文献

- 1) 橋本公雄, 根上優, 飯干明他:「未来を拓く大学体育——授業研究の理論と方法——」, 福村出版, pp.178-186 (2012)
- 2) 1) と同書 pp.187-196

研究発表

始業時刻の違いが体育学部生の睡眠習慣及び眠気に与える影響

中京大学大学院 村手 一斗

中京大学大学院 山口 悠太

中京大学スポーツ科学部 柿山 哲治

1. はじめに

厚生労働省の健康日本21（第2次）が示す休養の項目では、「睡眠による休養を十分にとれていない者の減少」が指標の1つに挙げられている¹⁾。また、生活習慣を整える目安として、プレスローの7つの健康習慣はよく知られているが、その1つにも「適度な睡眠」という項目があり²⁾、健康を保つうえで睡眠という行動は極めて重要である。しかしながら、石川³⁾の報告によると、大学生は週の半分以上で午前1時以降に就寝し、3年生では午前3時を越える者が増えるなど学年が上がるにつれて就寝時刻が遅くなること、また、就寝時刻が遅くなる理由で一番多かったのは、夜間のアルバイトであったことを報告している。このような不規則な大学生の生活行動は、睡眠習慣の悪化にも関わり、眠気による日中の学業や部活動への影響だけでなく、健康を害する可能性もある。

C大学では2011年度より大学運営の方針により始業時刻の変更が行われ、授業開始時刻（以下、始業時刻）が9:00から9:30へ30分遅くなった。比較的自由度が高いとされる大学生にとって始業時刻は、行動基準となる指標の1つである。この30分の変化は学生の朝に余裕を持たせ、大学生の睡眠習慣に何らかの影響を与えている可能性がある⁴⁾と推察される。しかし、大学において始業時刻が変更されることは稀であり、このような事例に対して行われた研究は見当たらない。したがって、本研究では、始業時刻の異なる2つの学生群を対象に、睡眠習慣と日中に感じる眠気について比較検討することとする。

2. 方法

1) 調査対象

研究対象はC大学体育学部の学生のうち、始業時刻の異なる2つの学生群で、1限9:00始業の2010年度の3年生83名（男性53名、女性30名）、以下9:00始業群と、9:30始業の2011年度の3年生109名（男性75

名、女性34名）、以下9:30始業群の計192名である。また、両群の履修については、火、木曜日のみ全員が共通して1限を履修していた。

2) 調査方法

本調査は質問紙への自己記入法によって行われた。調査期間は各年度の4月から7月の4か月間で、各月第2週に質問紙を配布、翌週に回収した。質問紙は、1週間の睡眠習慣に関する質問項目と、その週の眠気を評価するための質問項目からなる。睡眠習慣に関する質問項目では、1週間の起床時刻、就床時刻、睡眠時間（就床時刻から起床時刻までの時間）の3項目を訊ねた。眠気の評価に関する質問項目はエップワース眠気尺度⁴⁾（THE Epworth Sleepiness Scale, 以下、ESSとする）の日本語版⁵⁾を用いた。ESSは現代の日常生活でよく行う活動において経験する眠気について、うとうとする度合を測定する尺度で、8つの質問項目から構成される自記式尺度である。各質問に対して0から3の点数が与えられ、8項目の合計得点（0～24点）が高いほど眠気が強いと判定される。合計得点11点がカットオフ値となり10点以下は正常、11点以上の場合には眠気が異常であり何らかの睡眠障害を持っている可能性が高いと判定され、点数によって眠気の度合を軽度（11～12点）、中等度（13～15点）、重度（16点以上）と評価される。

3) データ分析

睡眠習慣の3項目については、4か月の平均値を曜日ごとに算出し、両群間でt検定を行った。ESSについては、眠気評価の度合の割合をカイ2乗検定で比較し、その後、ハバーマンの残差分析を行い、差のある項目を分析した。なお、いずれの統計処理も5%未満を有意水準とした。

3. 結果と考察

表1は曜日別に平均起床時刻と、1週間（全日）及び、月から金（平日）、土日（休日）の平均起床時刻

を示したものである。

火曜日及び、木曜日の平均起床時刻は、火曜日において9:00始業群は6時57分、9:30始業群は7時15分、木曜日において9:00始業群は7時08分、9:30始業群は7時39分となり、両曜日ともに2群間の起床時刻に有意差が認められ（火： $p<0.05$ ，木： $p<0.01$ ），9:30始業群の起床時刻は有意に遅くなる結果となった。他の曜日では金曜日を除くすべての曜日で9:30始業群の起床時刻が遅い傾向にあったが、有意差は認められなかった。この理由について、両群ともに火、木曜日の1限に必修授業があることがあげられる。つまり、始業時刻の変化は、1限に授業がある日の起床時刻に影響を及ぼす可能性が示唆された。

表2は曜日別に平均就寝時刻を示したものである。どの曜日においても、2群間の就床時刻に有意差は認められなかった。また、両群のすべての曜日において0時30分から1時00分の間に就床する傾向がみられた。

表3は曜日別に平均睡眠時間を示したものである。

両群で比較すると、月曜日（9:00始業群：6時間05分、9:30始業群：6時間34分、 $p<0.01$ ）、火曜日（9:00始業群：6時間47分、9:30始業群：7時間08分、 $p<0.05$ ）、水曜日（9:00始業群：6時間18分、9:30始業群：7時間01分、 $p<0.001$ ）、金曜日（9:00始業群：6時間51分、9:30始業群：7時間13分、 $p<0.05$ ）で有意差が認められ、いずれも9:30始業群で睡眠時間は有意に長かった。また、1限に授業がある火曜日及び、木曜日のそれぞれ前日である月曜日と

水曜日において、9:30始業群の睡眠時間が月曜日で29分、水曜日で43分長い結果となり、他の曜日に比べ長くなる幅が大きくなっていった。これは、他の曜日に比べ、30分の始業時刻の遅延が睡眠時間にそのまま反映されたことを意味すると考えられる。

表4はESS評価の割合についてクロス集計し、カイ2乗検定と残差検定の結果を示したものである。カイ2乗検定を行ったところ、9:00始業群と9:30始業群の間の眠気の度合に有意な比率の差が示された（ $p<0.05$ ）。その後、残差分析を用いて詳細を調べたところ、正常、軽度、重度の3項目において2群間の比率に有意な差が認められた。正常と評価されたものは9:00始業群で57.8%、9:30始業群で74.3%となり、

表2 就床時刻

曜日	9時00分始業群 (n=83)	9時30分始業群 (n=109)	p値
	平均就床時刻	平均就床時刻	
日	0:45 ± 1:01	0:48 ± 1:06	0.82
月	0:51 ± 0:58	0:41 ± 1:05	0.24
火	0:55 ± 0:57	0:39 ± 1:04	0.08
水	0:49 ± 1:01	0:39 ± 0:57	0.25
木	0:56 ± 1:09	0:50 ± 1:08	0.58
金	0:55 ± 0:56	0:52 ± 1:16	0.78
土	0:51 ± 1:02	0:55 ± 1:08	0.71
全日	0:52 ± 0:48	0:45 ± 0:56	0.37
平日	0:53 ± 0:50	0:44 ± 0:57	0.26
休日	0:49 ± 0:55	0:51 ± 1:01	0.80
mean±S.D.		student's t-test	

表1 起床時刻

曜日	9時00分始業群 (n=83)	9時30分始業群 (n=109)	p値
	平均起床時刻	平均起床時刻	
日	8:15 ± 0:35	8:21 ± 1:30	0.64
月	7:47 ± 1:18	7:52 ± 1:16	0.64
火	6:57 ± 0:54	7:15 ± 0:56	0.03*
水	7:43 ± 1:17	7:53 ± 1:24	0.38
木	7:08 ± 1:05	7:39 ± 1:13	0.00**
金	8:12 ± 1:34	8:07 ± 1:43	0.71
土	7:46 ± 1:08	8:05 ± 1:34	0.13
全日	7:40 ± 0:58	7:51 ± 1:08	0.24
平日	7:33 ± 1:00	7:46 ± 1:09	0.19
休日	8:00 ± 1:11	8:12 ± 1:25	0.30
mean±S.D.		student's t-test	

** : $P<0.01$, * : $p<0.05$

表3 睡眠時間

曜日	9時00分始業群 (n=83)	9時30分始業群 (n=109)	p値
	睡眠時間	睡眠時間	
日	7:00 ± 1:28	7:05 ± 1:13	0.68
月	6:05 ± 1:10	6:34 ± 1:08	0.00**
火	6:47 ± 1:18	7:08 ± 1:19	0.02*
水	6:18 ± 1:18	7:01 ± 1:18	0.00***
木	7:16 ± 1:25	7:16 ± 1:27	0.97
金	6:51 ± 1:06	7:13 ± 1:09	0.03*
土	7:22 ± 1:25	7:26 ± 1:13	0.73
全日	6:48 ± 0:56	7:07 ± 0:55	0.02*
平日	6:39 ± 0:59	7:04 ± 1:00	0.01**
休日	7:12 ± 1:09	7:16 ± 0:59	0.67
mean±S.D.		student's t-test	

***: $p<0.001$, **: $P<0.01$, * : $p<0.05$

表4 ESS 評価

眠気度合	9時00始業群 (n=83)		9時30始業群 (n=109)		p 値	
	n	%	n	%	カイニ乗検定	残差分析
正常	48	57.8	81	74.3	0.03 (df=3)	0.02*
軽度	22	26.5	16	14.7		0.04*
中等度	8	9.6	11	10.1		0.92
重度	5	6.0	1	0.9		0.04*
計	83	100	109	100		

眠気評価 正常：～10点 軽度：11～12:軽度 中等度：13～15 重度：16～
*: 残差分析 p<0.05

9:30始業群で有意に多かった (p<0.05)。また、軽度と評価された者は9:00始業群で26.5%、9:30始業群で14.7%となり、9:00始業群で有意に多く (p<0.05)、重度と評価された者は9:00始業群で6.0%、9:30始業群で0.9%となり、9:00始業群で有意に多い結果となった (p<0.05)。この結果から、9:30始業群は9:00始業群よりも日中の眠気を感じる者が少ないことが明らかになった。

4. 結論と今後の課題

始業時刻が30分遅くなると、大学生の平日の睡眠時間が増え、日中の眠気を改善することから、始業時刻を9:00から9:30へ変更したことは、体育学部学生の

睡眠時間の確保及び、日中の眠気の改善という視点からは有効である可能性が示唆された。

今後、学生のアルバイトや居住状況など社会的要因を併せて調査すること、質的な研究により眠気が改善された理由の詳細を明らかにすることが課題として残されている。

参考文献

- 1) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団 (2012) 健康日本 21 (第2次) の推進に関する参考資料, 健康日本 21
- 2) Breslow Lester, Enstrom James E (1980) Persistence of Health Habits and Their Relationship to Mortality, Preventive Medicine 9: 469-483.
- 3) 石川達也 (2012) 大学生の生活リズムー睡眠, 朝食に関するアンケート調査からの検討 —, 日本福祉大学子ども発達学論集 4: 67-76.
- 4) Johns MW (1991) A new method for measuring daytime sleepiness: the Epworth sleepiness scale, Sleep 14: 540-545.
- 5) 福原俊一, 竹上未紗, 鈴嶋よしみ, 陳和夫, 井上雄一, 角谷寛, 岡靖哲, 野口裕之, 脇田貴文, 並努, 中村敬哉, 三嶋理晃, Murray W. Johns (2006) 日本語版 the Epworth Sleepiness Scale (JESS) ～これまで使用されていた多くの「日本語版」との主な差異と改訂～, 日本呼吸器学会雑誌 44: 896-898.

一般体育を実習の場とした学内教育実習の現状と評価法についての検討

福岡大学 ○永山 寛 瀬尾 賢一郎
難波 秀行 深江 久嗣
藤井 雅人 田中 守

キーワード：一般体育，教育実習，学内教育実習，教員としての資質能力，実習の効果

はじめに

近年の社会の変動に伴い，教師の仕事に対する強い情熱，教育の専門家としての確かな力量，総合的な人間力というような教職生活の全体を通じた教員の資質能力の向上が求められている¹⁾。そのため，教員養成の認定大学等においても質の高い指導が求められている。このような情勢のなか，F大学スポーツ科学部では平成22年度から，より高い資質能力を保持する教員を養成するためのコース「保健体育教員コース」（以下，教員コース）が開設された。

将来教員を目指す学生において，教育実習は教員としての資質や基本的な学校教育活動内容を理解するとともに，生徒と共に自己の成長を高める重要な機会である。10学部31学科からなるF大学は，全学部において1年次の必修科目に生涯スポーツ演習（従来の一般体育実技）が実施されている。F大学スポーツ科学部では，教育実習を少しでも効果的に進めていくための事前トレーニングとして，3年次に教職課程の必修科目とは別にこの生涯スポーツ演習を実習の場とした選択科目の学内教育実習（科目名：教職事前実習）が開講されている。教職事前実習は実際の教育実習や教職の場に近い形で実習を行うため，より質の高いトレーニングを積むことができ，実習を通じて教員として求められる資質能力や教育・指導に対する自信度が高まることが期待される。

教職事前実習がこれからの社会に求められる，魅力ある教員の養成に効果的な実習とするための基礎的研究として，本研究では教員コースに所属する者とそうでない者とを比較し，実習あるいは履修者の現状（特徴）および実習が及ぼす効果について明らかにすることを目的とした。

方法

平成24年度に開講されたF大学スポーツ科学部の教職事前実習の履修者80名のうち，実習前と実習後の調査で回答が得られなかった3名を除いた77名（男子38名，女子39名）を分析対象とした。この年度では，前期実習は教員コースでない者に対して，後期実習は教員コース所属者に対して実施されたので，前期実習を「非教員コース群」（44名），後期実習を「教員コース群」（33名）とした。調査には先行研究²⁻⁴⁾に基づいた質問紙を作成し，実施した。

1. 【実習前】実習に対する不安感：100mmの直線上（左端0%，右端が100%）に印をつけることで評価する自由評定尺度を用いた。
2. 【実習前および実習後】教員資質能力自己評価尺度（以下，資質能力尺度）：教員に求められる資質能力にできる限り対応するように，「仕事に対する自信（6項目）」，「教員としての責任感（6項目）」，「実践的指導力（7項目）」，「自発的行動力（7項目）」，「教育問題に対する関心（3項目）」，「仕事のやりがい（3項目）」の6因子を選定した。回答は4段階（「全く該当しない（1点）」，「あまり該当しない（2点）」，「まあ該当する（3点）」，「とても該当する（4点）」）とし，因子毎に得点化して合計点を算出した。
3. 【実習後】学習内容尺度（以下，実習効果尺度）：実習の効果として「教職意欲の向上（9項目）」，「指導技術の習得（9項目）」，「学級経営力の向上（9項目）」の3因子を選定し，資質能力尺度と同様，因子毎に得点化して合計点を算出した。
4. 【実習後】教育・指導に対する自信度：実習に対する不安感と同様，自由評定尺度を用いた。

結果および考察

実習前の実習に対する不安感は、非教員コース群 60.6±26.7, 教員コース群58.8±21.0であり、有意な差はみられなかった。実習に対する不安感が実習前の資質能力尺度のどの因子と関係があるのかについて検討した結果、両群間で異なる相関関係がみられ、両群ともに有意であったのは、仕事に対する自信、実践的指導力であった(表1)。

表1 実習に対する不安感と資質能力尺度との相関関係

	仕事に対する自信	教員としての責任感	実践的指導力	自発的行動力	教育問題に対する関心	仕事のやりがい
非教員コース (n=44) 不安感	-0.553**	-0.446**	-0.454**	-0.385**	-0.232	-0.297
教員コース (n=33) 不安感	-0.455**	-0.314	-0.433*	-0.283	-0.458**	-0.202

*Spearman's Rank Correlation *p<.05 **p<.01*

これらの因子は授業実践や対人関係に対するものであり、経験不足がもたらす不安感であると考えられた。一般に、教員コース群は非教員コース群に比べ、教員になるためのモチベーションが高いと考えられる。そのため、非教員コース群は不安感と多くの資質能力尺度との間に関係がみられ、教員コース群においては教育問題に対する関心にも有意な相関関係がみられたものと考えられる。

資質能力尺度についてコース間での比較をした結果、実習前においては仕事に対する自信、教員としての責任感、実践的指導力の3因子に、実習後においては仕事に対する自信、教員としての責任感、教育問題に対する関心の3因子において、教員コース群のほうが非教員コース群に比べて有意に高い値を示した(表2)。また、実習の前後における変化について検討した結果、両群ともに仕事に対する自信、実践的指導力、教育に対する関心が有意な向上を示した。これらの因子は、コミュニケーション力や教師効力感の要因も含まれており、実習で生徒(学生)と交わり、課題を解決していくことで得られた経験がこれらの向上につながったものと考えられた。一方、仕事のやりがいにおいては有意な低下を示した。これは実習を通して、担当教員からの熱心な指導、指導計画や授業実践の難しさ等によって教職の厳しさを現実吟味した結果であると考えられた。これらのことから、すべての因子ではなかったものの教育実習の前に教職事前実習を履修することで、教員に求められる資質能力を一定のラインまで引き上げることができる可能性が考えられた。

実習後の教育・指導することに対する自信度は、非

表2 コース別および実習前後での教員資質能力自己評価尺度の変化

		n	実習前		実習後	
			平均	標準偏差	平均	標準偏差
仕事に対する自信	非教員コース	44	13.0	2.8	15.3	2.6**
	教員コース	33	14.9	2.6	16.8	2.0**
教員としての責任感	非教員コース	44	18.6	2.9	19.1	2.5
	教員コース	33	20.2	2.2	20.3	1.9
実践的指導力	非教員コース	44	18.0	3.1	19.7	3.3**
	教員コース	33	19.7	3.1	20.8	2.3*
自発的行動力	非教員コース	44	20.8	3.6	21.4	3.4
	教員コース	33	22.0	3.5	22.5	3.2
教育問題に対する関心	非教員コース	44	7.1	1.6	10.4	1.6**
	教員コース	33	7.7	1.8	11.1	1.9**
仕事のやりがい	非教員コース	44	10.3	2.0	8.7	1.7**
	教員コース	33	10.9	1.3	9.2	1.4**

*実習前vs実習後 Mann-WhitneyのU検定 *p<.05 **p<.01*
非教員コースvs教員コース Mann-WhitneyのU検定 †p<.05 ††p<.01

教員コース群57.0±17.7, 教員コース群62.7±16.1であり、有意な差はみられなかった。実習前の不安感と同様、教育・指導することに対する自信度が実習後の資質能力尺度のどの因子と関連があるのか検討した結果、両群で異なる相関関係がみられ、非教員コース群はすべての因子と、教員コース群は仕事に対する自信度との間においてのみ有意な相関関係がみられた(表3)。また、実習前の不安感と実習後の自信度との関係性について検討した結果、非教員コース群は有意な負の相関関係がみられ($r = -.398, p < .01$), 教員コース群では有意な相関関係はみられなかった。したがって、非教員コース群は、授業の計画や実践、生徒指導など、実際に教職を経験したことが自信度につながっているものと考えられた。一方、教員コース群はもとの資質能力が非教員コース群よりも高かったことが影響している可能性が考えられた。

実習効果尺度についてコース間で比較した結果、教職意欲の向上、指導技術の習得に有意な差がみられ(表4)、教員コース群のほうがより効果の高いトレーニングを積めたと考えられた。

表3 実習後の教育・指導することに対する自信度と資質能力尺度との相関関係

	仕事に対する自信	教員としての責任感	実践的指導力	自発的行動力	教育問題に対する関心	仕事のやりがい
非教員コース (n=44) 自信度	0.487**	0.676**	0.497**	0.312*	0.345*	0.341*
教員コース (n=33) 自信度	0.539*	0.213	0.253	0.211	0.123	0.137

*Spearman's Rank Correlation *p<.05 **p<.01*

表4 実習後の学習内容(効果尺度)の比較

	非教員コース群 (n=44)		教員コース群 (n=33)	
教職意欲の向上	28.8	± 4.6	31.6	± 2.8**
指導技術の習得	26.1	± 4.0	28.5	± 3.4*
学級経営力の向上	20.2	± 3.3	20.8	± 2.5

*Mann-WhitneyのU検定 *p<.05 **p<.01*

現在、教員コースと非教員コースとの間に明確な指導法や評価法の違いはなく、担当教員に委ねられているのが実情である。実習においては一定の資質能力の向上や効果が得られたものの、コースによっては実習前の不安感の要因や資質能力の初期水準が異なっていた。今後は、実習前の資質能力や不安感に基づいた指導法や評価法について検討する必要がある。

文 献

- 1) 西松秀樹 (2008). 教師効力感, 教育実習不安, 教師志望度に及ぼす教育実習の効果, キャリア教育研究, 25, 89-96.
- 2) 秋光恵子 (2011). 教育実習経験が教師に必要な資質能力に関する自信と教師志望度に及ぼす影響 — 実地教育Ⅲを履修した学部学生と大学院生の比較 — . 学校教育学研究, 23, 43-52.
- 3) 藤井義久 (2011). 教員資質能力自己評価尺度の開発. 岩手県立大学リベラル・アーツ. 5, 1-12.
- 4) 中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会 (2012). 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (審議のまとめ). 文部科学省.

研究発表

教育実習が教員としての資質能力に与える影響について

～教職事前実習の受講者と非受講者の比較～

福岡大学 ○瀬尾賢一郎 永山寛 難波秀行
深江久嗣 藤井雅人 田中守
築山泰典

キーワード：体育，学内実習，教育実習，教員としての資質能力，実習の効果，自己評価

1. 諸言

現在の教育現場において、いじめや不登校など多くの問題を抱えるなか、最近では教員の指導力不足や体罰問題などもメディアによって多く報じられている。そのような中、2012年8月、中央教育審議会答申¹⁾において、「これからの教員に求められる資質能力」として3つの構成要素が掲げられた。

このような現状を踏まえ、教員養成の認可を受けている大学をはじめとした教員養成機関において、これからの時代に求められる教員の養成を目指した、様々な特色あるプログラムが実践されている。F大学スポーツ科学部では、4年間の教育課程における最大の学びの場ともいえる教育実習において、少しでも効果的な実習が行えるように、事前トレーニングを目的に3年次の選択科目として学内での教育実習（科目名：教職事前実習）が開講されている。この実習は、他学部の1年次における生涯スポーツ演習（従来の一般体育実技）を実習の場としており、観察→参加→実習の手順で徐々に指導実習に慣れていくという内容で構成されている。

教育実習の効果と成果に関しては、自己効力感や授業観の変化等、これまでも様々な観点から多くの研究が行われてきた²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾。しかし、教育実習前に実施される学内実習の経験が、4年次の教育実習へどのような効果をもたらしているかについては検討されていない。

そこで本研究では、4年次に行われる教育実習による変化を、教職事前実習の受講者と非受講者に分けて比較し、教育実習による成果が受講状況によってどのように異なっているかを明らかにするとともに、教員

としての資質能力の高い人材を育成していくうえで、F大学スポーツ科学部における教職事前実習や教育プログラムのあり方を今後検討していくための一助とすることを目的とした。

2. 調査対象および方法

(1) 調査対象者

F大学スポーツ科学部に在籍する4年生で、中学校または高等学校において平成24年5月から9月の期間に教育実習を行った120名のうち、回答に不備のあるものを除いた110名（男性68名、女子42名）を調査の対象とした。なお、教職事前実習の受講者は53名、非受講者は57名となっている。

(2) 方法

質問紙法による調査を記名式で実習前と実習後の2回実施した。実習前においては、「教師に必要な資質能力に関する自信尺度」⁷⁾や、「教員資質能力自己評価尺度」⁸⁾を基に、重複する項目を除いた35項目で構成される「教員資質能力自己評価」を作成し、実習後においては「実地教育Ⅲにおける学習内容尺度」⁹⁾および福岡大学授業評価アンケートからなる39項目で構成された「教育実習による効果」を新たに加えた74項目の調査を実施した。項目については、「とても該当する」から「全く該当しない」の4件法で回答を求めた。なお分析にあたっては、統計処理ソフトSPSS Statistics 18.0 for Windowsを用いた。

3. 結果および考察

(1) 各尺度の因子分析結果

各項目の回答について、「とても該当する」を4点、

「まあ該当する」を3点,「あまり該当しない」を2点,「全く該当しない」を1点として得点化した。その上で,天井効果およびフロア効果が生じた項目は除外して因子分析を行なった。

教員資質能力自己評価尺度(35項目)について因子分析(主因子法・プロマックス回転)を実施した結果,固有値は第1因子から5.795, 2.913, 2.170, 1.873となり,固有値の推移および因子の解釈可能性から4因子が妥当であると判断した。各因子に0.35以上の因子負荷量を示した項目を抽出し,第1因子から「実践的指導力(9項目)」「対人関係能力(9項目)」「自発的行動力(7項目)」「教育問題に対する関心(3項目)」の4因子とした。各因子の信頼性をみるために,クロンバックの α 係数を算出したところ,第1因子から0.782, 0.753, 0.764, 0.791と比較的高い数値が示された。

教育実習の効果尺度(39項目)について因子分析(主因子法・プロマックス回転)を実施した結果,固有値は第1因子から11.303, 2.242, 1.810となり,固有値の推移および因子の解釈可能性から3因子が妥当であると判断した。各因子に0.35以上の因子負荷量を示した項目を抽出し,第1因子から「教職意欲の向上(14項目)」「指導技術の習得(10項目)」「指導計画技術の向上(8項目)」の3因子とした。各因子の信頼性をみるために,クロンバックの α 係数を算出したところ,第1因子から0.896, 0.878, 0.836と高い数値が示された。

(2) 教員資質能力, 教育実習による効果について

教職事前実習を受講した学生を「受講群」,受講していない学生を「非受講群」とし,「教員資質能力自己評価尺度」(4因子)と「教育実習による効果尺度」(3因子)の平均値と標準偏差を算出し,教育実習前後における変化および2群間での比較についてt検定による検討を行なった(Table 1)。また,教育実習後における「教員資質能力自己評価尺度」「教育実習による効果尺度」の2尺度の相関についても示した(Table 2)。その結果,教職事前実習の受講の有無に関わらず,実習前後で実践的指導力に有意な成長がみられた。これは実習中に,生徒の興味や関心を引く授業の展開や,あらかじめ設定した指導計画に沿った授業の展開など,授業を自分自身で展開したことによる経験から得られた効果が,実践的指導力に影響したものと考えられる。さらに群間比較では,実習前において受講群のほうが非受講群に比べ有意に高かったことから,教職事前実習を通じて,教育実習を効果的に進

Table 1 教員資質能力自己評価尺度, 教育実習による効果尺度の平均値および標準偏差

		N	実習前		実習後		t値
			M	SD	M	SD	
実践的指導力	受講者	53	25.38	2.956	28.11	3.473	5.667 ***
	非受講者	57	23.56	3.727	26.86	3.324	6.002 ***
	受講者vs非受講者						t値=2.817**
対人関係能力	受講者	53	29.51	3.326	30.34	3.721	1.830 n.s.
	非受講者	57	27.93	3.821	28.72	3.849	1.340 n.s.
	受講者vs非受講者						t値=2.305*
自発的行動力	受講者	53	18.77	3.280	19.87	2.935	2.643 *
	非受講者	57	18.23	3.423	19.47	2.823	3.465 **
	受講者vs非受講者						t値=0.852 n.s.
教育問題に関する関心	受講者	53	6.66	1.921	7.04	1.617	1.604 n.s.
	非受講者	57	6.19	1.663	6.49	1.702	1.270 n.s.
	受講者vs非受講者						t値=1.367 n.s.
教職意欲の向上	受講者	53			44.79	6.024	
	非受講者	57			41.93	6.313	
	受講者vs非受講者						t値=2.429*
指導技術の習得	受講者	53			30.13	4.973	
	非受講者	57			29.14	4.24	
	受講者vs非受講者						t値=1.128 n.s.
指導計画技術の向上	受講者	53			25.04	3.458	
	非受講者	57			23.25	3.466	
	受講者vs非受講者						t値=2.713**

***p<.001 **p<.01 *p<.05

Table 2 教員資質能力 教育実習による効果間の相関係数(教育実習後)

	(受講群)					
	実践的指導力	対人関係能力	自発的行動力	教育問題に対する関心	教職意欲の向上	指導技術の習得
実践的指導力	—	.540***	.151	.160	.531***	.678***
対人関係能力	.692***	—	.441**	.043	.648***	.438**
自発的行動力	.411**	.372**	—	.078	.454**	.230
教育問題に対する関心	.233	.057	.107	—	.139	.062
教職意欲の向上	.732***	.597***	.470***	.371**	—	.611***
指導技術の習得	.740***	.505***	.397**	.265*	.729***	—
指導計画技術の向上	.682***	.462***	.404**	.191	.703***	.768***

***p<.001 **p<.01 *p<.05

めていくための準備を行うことができた可能性が考えられる。対人関係能力については,両群ともに教育実習前後の変化において有意な差はみられなかったものの,実習前後それぞれの群間において有意な差がみられた。この結果から,教職事前実習においての数回の模擬授業や学生とのコミュニケーションなどの経験がプラスに働き,受講群と非受講群との間に有意な差が生じたものと考えられる。対人関係能力と教育実習による効果尺度各因子は,両群ともに有意な正の相関がみられた。したがって,教育実習において教員としての高い資質能力を身につけさせるために,対人関係能力と有意な正の相関にある自発的行動力を,大学生活や教職事前実習において育成していく取組みが必要であることが示唆された。実習後における指導計画技術の向上については2群間で有意な差がみられた。この因子は「指導案どおりの配時で授業を展開できた」「綿密な指導計画を立てることができた」などの項目から構成されている因子であり,受講群は教職事前実習のなかで指導計画を作成する機会が多く,この経験によって非受講群よりも有意に高い結果が得られたもの

と考えられる。この因子は両群ともに実践的指導力や教職意欲の向上、指導技術の習得等と有意に高い正の相関を示していることから、教員資質能力の育成や向上を図るためには、授業の展開を予測した綿密な授業計画の作成が有効である可能性を示した。

4. 参考引用文献

- 1) 中央教育審議会（2012）「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」
- 2) 桜井茂男（1992）教育学部生の教師効力感と学習理由，奈良大学教育研究所紀要，28，91-101
- 3) 今栄国春・清水秀美（1994）教育実習が教員志望動機に及ぼす影響 — 事前・事後測定法による分析 — ，日本教育工学雑誌，17，185-195
- 4) 持留英世・有馬広海（1999）教師効力に及ぼす教育実習効果，福岡教育大学紀要，48，303-309
- 5) 今林俊一・有馬博幸（2007）教育実地研究に関する教育心理学的研究（7），鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要，17，213-224
- 6) 西松秀樹（2008）教師効力感，教育実習不安，教師志望度に及ぼす教育実習の効果，キャリア教育研究，25，89-96
- 7) 別惣淳二・長澤憲保（2003）事前指導が主免教育実習に及ぼす影響に関する研究 — 社会教育施設と連携した観察参加実習を通して — ，兵庫教育大学研究紀要，23，125-135
- 8) 藤井義久（2011）教員資質能力自己評価尺度の開発，岩手県立大学リベラル・アーツ，5，1-12
- 9) 秋光恵子（2011）教育実習経験が教師に必要な資質能力に関する自信と教師志望度に及ぼす影響，学校教育学研究，23，43-52

平成24年度 春期研修会 体育・スポーツ・健康に関する 教育研究会議に参加して

福岡大学非常講師 栗木 明裕

2013年3月20、21日の2日間、平成24年度春期研修会「体育・スポーツ・健康に関する教育研究会議」が宮崎市ニューウェルシティ宮崎で開催されました。福岡から車で出発し、別府在住の先生宅に寄った後、大分から宮崎へ向かいました。早朝に福岡を出発した時は小雨が降る重苦しい天候でしたが、会場に着く頃には晴れ間がみえていました。今春は気温が高く、桜の開花は例年になく早かったために会場周辺では見頃の桜が出迎えてくれました。宮崎の温暖な気候と春めいた風景は初参加の私の緊張をほぐしてくれました。

開会式は会長の根上優先生（宮崎大学）の挨拶を受け、本大会のテーマやコンセプトの説明があり幕を開けました。今回の研修会は「新しい大学体育を求めて——これからの大学体育のあり方——」というテーマのもとで開催され、一般研究発表6演題、特別講演、シンポジウムが行われました。

初日の一般研究発表では、体育教育の歴史、新たな授業展開やインクルーシブな体育授業の取り組み、学生生活に関する報告など大学体育に関する幅広い分野の発表が行われました。なかでも興味深かったのは柿山哲治先生（中京大学）の発表でした。「長崎活水女学校における教養体育の始まり」と題して、明治期まで女学校体育教育の歴史を遡り、古写真、学則、新聞等の史的資料から2代目校長であるヤング女史の足跡を辿った報告でした。先人の功業は貴重な財産であり、足早に過ぎる日常の中で、それを振り返り原点を確認することはとても大切なことだと思います。この報告を拝聴して、40歳を前にする私は「歴史へのロマン」を掻き立てられたのと同時に、先人の教育に対するエネルギーを強く感じました。

特別講演は柄本三代子先生（東京国際大学）により、「現代社会における健康幻想」というテーマで行われました。「健康」や「情報」に関する素朴な疑問、「健康に対する曖昧な概念」といった健康や生命に関する様々な言説について問題提起がなされ、それを綿密に検証していくスタイルで講演は軽快に進みました。先

生の検証により私の健康に対する思考は激しく揺り動かされました。コンビニの陳列棚やテレビコマーシャルから広がる社会学の面白さとパワフルな柄本先生の話術によって会場全体が惹き込まれていました。

シンポジウムは「“選択”の時代を迎える大学体育について考える」をテーマに行われました。90年代の大綱化以降、多様化する社会のニーズに応えるべく変革していく大学体育の大きなうねりを、いかに捉え、方向付けていくかという主旨で行われました。「啓発的教育」、「人間教育」、「心身の健康問題解決のための教育」に関する内容をシンポジストの先生の取り組みや考えなど様々な意見交換が行われました。シンポジウムで特に興味深かったのは、様々な意見の中に人文科学的な要素が随所に散りばめられていたことでした。私は以前よりスポーツ医学やバイオメカニクスといった自然科学に興味を持っていました。職業も36歳まで理学療法士として救急病院に勤務し、リハビリテーション医学に精通してきました。そのため「体育」や「スポーツ」を、自然科学の見地から一面的に捉える習慣がついていたように思います。しかし、大学体育を包括的に捉えて自分の糧とするためには、人文科学的な理解も必要であることを実感しました。この研修で各分野の先生の意見を拝聴できたことは非常に有意義であり、これから教員を目指す私にとって「大学体育」の意味を改めて考えさせられたシンポジウムでした。

末筆になりますが、会場の準備を含め、企画・運営していただいた実行委員の先生方に心から感謝いたします。初めて参加させていただきましたが、研修会や懇親会では気さくに話しかけてくださり、体育人（体育に関わる人）の温かい人柄に触れることができました。私にとって鋭気を養う絶好の機会となりました。これから、大浦隆陽会長（福岡国際大学）を筆頭に九州地区大学体育連合は新たなスタートを切ることになります。私自身も微力ながら貢献できるように尽力したいと思います。

春期研修会を終えて

九州地区大学体育連合理事長 根 上 優

平成24年度「体育・スポーツ・健康に関する教育研究会議」は「これからの大学体育のあり方を探る」という大会テーマのもとに、ニューウェルシティ宮崎（宮崎市）を会場にして、3月20日（水）と21日（木）の2日間にわたって開催されました。参加者は2日間で延べ人数にして60人を越え、特別講演には一般市民の参加者も得て盛会裡に終わりました。ここに参加していただいた会員の皆様方には、心より御礼申し上げます。次第です。

一般研究発表は、九州地区大学体育連合の理念である授業研究を中心に、九州地区の大学教員だけでなく、遠く愛知県や岡山県の大学・高専からも研究者を集め、非常に多彩な内容の研究発表が行われました。これは、九州地区大学体育連合の研修活動が他県のそれと比較して、体育授業に関する学術的側面からのアプローチを主としていることが特色ある活動として評価された結果であるものと思料します。

さて、今年度の研修会は、全国大学体育連合が公益社団法人として認可されたため、従来のような九州地区大学体育連合の固有の活動としてではなく、全国大学体育連合の支部活動の一環として実施することを強く求められている中で開催されました。シンポジウムのテーマを「選択の時代を迎える大学体育について考える」としたのも、そのような転換期に置かれている状況の中で、これまでの私たちの活動の自律性と未来に向けての方向性をいかにして担保するか、今、そうした難しい時代に差し掛かっていることを問題意識として会員皆で共有したいと考えてのことでした。「選択の時代」という言葉には、そのような逆境の時代を未来に向けて、いかに力強く生き抜いていくか、という願いにも似た苦しい心情が込められていました。シンポジウムの講演の内容は、今年度の研修会で機関誌

に「特集」を組むことが了解されたため、その中で詳しく書かれています。是非、ご参照していただきたいと願っております。

今回の研修会では、特別講演の演者に社会学者の柄本三代子氏（東京国際大学人間社会学部准教授）を招いて、「現代社会における健康幻想」と題して講演をいただきました。柄本先生に講演をお願いすることは、私の以前からの希望でもありました。氏の〈食〉をテーマにした「健康」に関する話は、スポーツ科学の研究にもきわめて近いところにありますが、どちらかといえば、私たちとは正反対の視角から捉えたもので自己反省すべき点が多く、方法論的にも内容的にも実り多いものがありました。柄本先生は、昨夏に病に斃れた山本教人先生（九州大学）の日向高校の後輩に当たり、当時、病床にあった山本先生から是非、講演を聞きたいと伺っていましたが、無念にもその願いは叶いませんでした。ここに謹んで山本先生のご冥福をお祈りいたします。

今回の春期研修会は、私にとって現役最後の活動でもありました。定年を直前に控えて非常に多忙であったこともあり、参加された皆様方には十分なおもてなしができなかったこと、心からお詫び申し上げます。また、この2年間、九州保健福祉大学に事務局を置かせていただいたため、正野知基先生（会計担当）と立木宏樹先生（庶務担当）、そして他の先生方にも何から何までお世話になり、本当に感謝申し上げます。また宮崎大学の松永智先生（研究担当）と秦泉寺尚先生（監事）にも大変お世話になりました。ここに御礼申し上げますとともに、理事長として行き届かない点が多々あったこと、心からお詫びいたします。

最後に、九州地区大学体育連合の発展と会員の皆様の尚一層のご活躍を祈念いたします。